b　自己資本額及び平均利益額は、各構成員のそれぞれの合計値
c　経営状況の数値は、構成員の算術平均値
d　技術力に係る技術職員数値及び元請完成工事高は、各構成員のそれぞれの合計値
e　その他の審査項目（社会性等）は、構成員の算術平均値
イ　専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値
ウ　工事成績の付与数値は、共同企業体と構成員の工事評定点から得られる数値

⑵　測量・建設コンサルタント等契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行うものとする。
①　総合数値の算定方法
ア　年間平均測量等実績高の審査数値・A
イ　自己資本額の審査数値・・・・・・B
ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・C
エ　専門技術者に関する審査数値・・・D
オ　施行成績の審査数値・・・・・・・E
審査結果の総合数値算定方式
A＋B＋C＋D＋E
②　各事項の付与数値［表のため略。］

6　資格審査結果の通知
資格がある場合は、必要な情報を次のホームページに掲載することにより通知するものとする。
⑴　建設工事契約
https://nnppi.maff.go.jp/publish/comlist/kensetu_top.html
⑵　測量・建設コンサルタント等契約
https://nnppi.maff.go.jp/publish/comlist/consul_top.html
資格がない場合は、文書により通知(郵送)する。

7　競争参加資格の有効期間及び更新手続き
⑴　競争参加資格の有効期間　資格を付与されたときから令和９年３月31日までとする。
⑵　有効期間の更新手続　上記７の⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和８年10月以降に令和９・10年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記の「本社（店)所在地及び申請書の郵送先」に同じ。

9　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定､又は民事再生法(平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い
今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。)となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
また、令和７・８年度一般競争(指名競争)参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争(指名競争)において競争参加資格が取り消される場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取り扱い
合併等により新たに設立された会社等とは､次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本社（店）所在地及び申請書の郵送先
［掲載順序　本社（店）所在地　提出場所］
⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県､秋田県、山形県及び福島県　東北農政局農村振興部設計課調整係
〒980―0014 仙台市青葉区本町３－３－１
電話022―263―1111　内線4150
⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県､千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県　関東農政局農村振興部設計課調整係
〒330―9722 さいたま市中央区新都心２－１　電話048―600―0600　内線3559
⑶　新潟県、富山県、石川県及び福井県　北陸農政局農村振興部設計課調整係
〒920―8566 金沢市広坂２－２―60　電話076―263―2161　内線3522
⑷　岐阜県、愛知県及び三重県　東海農政局農村振興部設計課調整係
〒460―8516 名古屋市中区三の丸１－２－２　電話052―201―7271　内線2614
⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿農政局農村振興部設計課調整係
〒602―8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町　電話075―451―9161　内線2516
⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県､山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　中国四国農政局農村振興部設計課調整係
〒700―8532 岡山市北区下石井１－４－１
電話086―224―4511　内線2620
⑺　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県､大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州農政局農村振興部設計課調整係
〒860―8527 熊本市西区春日２－10－１
電話096―211―9111　内線4719

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和７年12月26日
国立大学法人長崎大学長　永安　武
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　42
○第５号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　導入計画物品及び数量　高速超解像イメージングシステム　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　令和９年１月
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
A　導入器材は熱帯医学研究所顕微鏡室（共同研究室）（BSL２）に配置すること。
B　固定した生物試料を用いて、高分解能で構造の超解像解析および画像取得を可能とすること。
C　生きた生物試料の高速かつ光損傷の少なく、かつ高分解能で超解像観察および画像取得を可能とすること。
D　高速超解像イメージングシステムとして、原理の異なる様々な解析手法が搭載され、サンプルの形状や組成、厚みや状態、また解析の目的によって、最適な解析方法を選択、最適化を行い、超解像顕微鏡解析を行うことが可能であること。
E　設備の障害に対して即時に対処でき、安定な運用が可能なこと。